



## 「成年後見活用あんしん生活創造事業」について

### ◇◇東京都の新しい取り組み

「成年後見活用あんしん生活創造事業」は、区市町村による成年後見制度活用促進のため取り組みの支援を目的に、東京都が新しく取り組んでいる事業です。

2000年にスタートした新しい成年後見制度が、まだ十分に周知され活用されているとはいえないことから、この制度の適切な活用を推進していく必要があるとの認識のもと、区市町村が、後見人等のサポート・地域ネットワークの活用・運営委員会等の設置に取り組み、さらには独自事業として、例えば資力が乏しかったり信頼できる身寄りがいない人のための法人後見の実施や、申立経費や後見報酬の助成を行なうことが目標とされています。

東京都は、区市町村によるこれらの取り組みを財政的に支援するだけでなく、自らも成年後見制度の普及・PR、区市町村等からの相談への対応や職員対象の研修の実施（東京都社会福祉協議会への委託）、後見人の養成、関係機関連絡会等を開催することになっています。

### ◇◇「後見人等養成事業」ワーキング設置

このうち東京都の後見人等養成事業は、社会貢献的な精神で後見業務にあたる「社会貢献型後見人」（仮称）の候補者を養成し、区市町村や成年後見制度推進機関（社会福祉協議会等）における後見人の紹介や支援の取り組みにつなげるというものです。

その事業の基本的な枠組みや事業の実施範囲の設定、先行する取り組みとの関係の整理等の検討のため、ワーキングが設置され、東京三弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、民生委員、民間団体、区市町村、社会福祉協議会がメンバーとなり、東京弁護士会からは高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員長である私が参加しました。そうしたところ、成り行きで座長にされてしまい、新しい制度をつくる重責を担うこと

になってしまいました。

### ◇◇当委員会から意見書提出

ワーキングは8月から11月まで4回にわたって夜間、都庁庁舎で開催され、熱心な議論がなされました。意見が対立してあわや大喧嘩かというシーンまでありました。途中での検討段階の案が、あたかも決定事項であるかのような新聞記事が掲載されてしまうハプニングもありました。

当委員会からは、東京都の考える案について「後見人の能力担保措置が不十分である」「万一不祥事が発生した場合の責任担保措置が不十分である」旨の意見書を提出しました。その結果、東京都側から大幅な修正案が提出され、ようやくまとめに至りました。

2月には、公募についてのオリエンテーションが開催され、一般都民からの応募者の選考が行なわれます。私は、養成講習受講者選考委員もやらされることになっていて、面接でいったいどんな質問をすればいいのか頭を悩ませているところです。

（高齢者・障害者の権利に関する特別委員会  
委員長 中村 順子）

## オアシス研修会

日時：3月16日（木）18:00～20:00

場所：弁護士会館5階502A～F会議室

内容：後見事件の運用状況、運用上の諸問題

講師：東京家庭裁判所裁判官、書記官、調査官

対象：オアシス登録弁護士、オアシス研修登録弁護士

■問い合わせ先：人権課 TEL.03-3581-2205